

平成26年

三重県議会定例会会議録

(2 月 28 日)
(第 6 号)

第6号
2月
28日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 6 号

○平成26年2月28日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成26年2月28日（金）午前10時開議

第1 議案第103号から議案第121号まで

[提案説明]

第2 議提議案第1号

[提案説明]

会議に付した事件

日程第1 議案第103号から議案第121号まで

日程第2 議提議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林 聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	館		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前 野 和 美
38	番	水 谷 隆
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木 正 晴
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主査)	村 山 トモエ

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事
副 知 事
危機管理統括監
総 務 部 長

石 垣 英 一
植 田 隆
渡 邊 信一郎
稲 垣 清 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第103号から議案第121号まで並びに議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

追 加 提 出 議 案 件 名

議案第103号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第8号）

議案第104号 平成25年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）

議案第105号 平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

議案第106号 平成25年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第3号）

議案第107号 平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第109号 平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第110号 平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予
算(第2号)
- 議案第111号 平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計
補正予算(第2号)
- 議案第112号 平成25年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第113号 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第4
号)
- 議案第114号 平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第115号 平成25年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第116号 平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第117号 平成25年度三重県電気事業会計補正予算(第3号)
- 議案第118号 平成25年度三重県病院事業会計補正予算(第4号)
- 議案第119号 防災関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第120号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第121号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議提議案第1号 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正す
る条例案
-

議提議案第1号

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成26年2月28日

提出者 小島智子
大久保孝栄
小林正人

中 川 康 洋
藤 田 宜 三
稲 垣 昭 義
中 嶋 年 規

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

前文中「問題が」の下に「繰り返し」を、「状況において」の下に「、同様の問題が繰り返されることなく」を、「監視」の下に「、適正な表示の実施の確保」を加える。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「輸入」の下に「、加工、調理」を加える。

第三条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、関係法令を遵守する意識の向上を図り、並びに関係法令の趣旨及び内容に関する知識を習得するための教育及び研修を実施するとともに、その事業活動の適正を確保するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（事業者団体の役割）

第五条の二 食品関連事業者により構成される団体は、その構成員に対し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第十九条中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 食品関連事業者は、食の安全・安心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会における検証の結果に鑑み、前文、定義、食品関連事業者の責務及び危害情報等の申出について所要の改正を行うとともに、事業者団体の役割に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第103号から議案第121号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました補正予算16件、その他議案3件、合わせて19件の議案について、その概要を説明いたします。

今回の補正予算は、国の平成25年度補正予算に伴う公共事業の追加のほか、県税収入等の歳入の増減、国庫支出金の額の確定に伴う事業費の増減などに対応するため編成したもので、一般会計で52億2048万7000円、特別会計で10億2235万8000円をそれぞれ増額する一方、企業会計で9億6366万6000円を減

額するものです。

それでは、一般会計について、その概要を説明いたします。

歳入の主なものは、県税について、個人県民税で39億5600万円、地方消費税で6億7700万円、法人事業税で3億8100万円をそれぞれ増額するなど、合わせて51億1200万円を増額しています。

また、地方消費税清算金について16億800万円を、地方譲与税について、地方法人特別譲与税で13億8400万円を、それぞれ増額しています。

国庫支出金については、公共事業関係で40億3282万3000円を増額する一方、特定疾患治療費補助金で3億3285万4000円を減額するなど、合わせて22億6835万4000円を増額しています。

県債については、公共事業関係で24億5500万円を増額するなど、合わせて23億1400万円を増額しています。

一方、基金繰入金について、財政調整基金で64億1605万2000円、後期高齢者医療財政安定化基金で5億円、緊急雇用創出事業臨時特例基金で4億8258万8000円をそれぞれ減額するなど、合わせて78億1363万3000円を減額しています。

歳出の主なものは、公共事業について、国の平成25年度補正予算に伴う補正として、国の内示に伴い、国直轄事業を9664万9000円、国補公共事業を49億8641万9000円、それぞれ増額し、合わせて50億8306万8000円を増額しています。

このほか、国の内示等に伴い、国補公共事業を9億17万2000円、災害復旧事業を8億6608万4000円、それぞれ増額する一方、事業計画の変更等に伴い、県単公共事業を2億1873万9000円減額するなど、合わせて12億2451万4000円を増額しています。

また、国の補正予算で創設された地域女性活躍加速化交付金を活用し、県内の経済団体等と連携して女性活躍推進連携会議を設置するとともに、キックオフ大会を開催するなどの経費として491万8000円を計上しています。

さらに、県税収入の増に伴い、市町に交付する株式等譲渡所得割交付金を

17億3565万円、地方消費税交付金を8億634万9000円、配当割交付金を6億1466万6000円、それぞれ増額しています。

人件費については、退職手当で4億1291万8000円増額するなど、3億3188万4000円を増額しています。

これにより、平成25年度の予算総額は一般会計で7097億2359万9000円となり、特別会計、企業会計を合わせた3会計の合計額は9277億7010万1000円となります。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き諸議案について説明いたします。

議案第119号から第121号までは、県の行う建設事業の経費の一部について、関係市町から徴収する負担金の額について定めようとするものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第2、議提議案第1号三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。29番 稲垣昭義議員。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） ただいま議題となりました三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

本県議会では平成20年に、県内をはじめ全国各地で発生した食品表示に関する問題、BSE、鳥インフルエンザなど食品の安全性に関して発生した問題等により、食に対する県民の不安感や不信感が高まり、食の安全・安心の確保に対する要請が強まったことから、三重県食の安全・安心の確保に関す

る条例を議員提出条例として制定いたしました。しかしながら、昨年末、米穀の産地偽装及び食材の不適切表示が明らかとなり、食に対する県民の信頼が再び揺らぐこととなりました。

このようなことから、本県議会では昨年11月、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の調査及び検討を行うことを目的として三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を設置し、計6回の会議を経て本条例案の提出に至ったところです。

次に、本条例案の内容について説明いたします。

まず、前文についてですが、当条例の制定にもかかわらず食に関する問題が繰り返し発生したことから、今回の条例の見直しにより同様の問題を繰り返させないという態度を示す文言を追加するとともに、今回の食に関する問題において食材の不適切な表示が取り沙汰されたことから、「適正な表示の実施の確保」という文言を新たに記載いたしました。

次に、定義規定の箇所についてですが、今回の食に関する問題において、加工、調理を行うレストラン等における食材の不適切な表示が取り沙汰されたことから、加工、調理を明記いたしました。

次に、食品関連事業者の責務についてですが、今回の食に関する問題に対する再発防止対策として、食品関連事業者における法令遵守意識の向上、法令知識の習得、事業活動の適正の確保などが重要であることから、食品関連事業者の責務としてこれらの内容を盛り込んだ規定を新設しました。

次に、事業者団体の役割についてですが、今回の食に関する問題を受け、食品関連事業者団体の内部においても自浄作用が図られることが望ましいことから、食品関連事業者団体の役割としてこの内容を盛り込んだ規定を新設しました。

次に、危害情報等の申し出についてですが、今回の食に関する問題を受け、食品関連事業者の危害情報等の申し出の努力規定を新設しました。

最後ですが、形式的な常用漢字への修正も行っており、また、施行日については公布日施行としております。

以上が本条例案の提案説明であります。慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 議長（山本 勝） お諮りいたします。明3月1日から4日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明3月1日から4日までは休会とすることに決定いたしました。

3月5日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

- 議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時10分散会